

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の額の新設等

次の手数料の額の新設等を行うこととした。

(1) 建築基準法の改正に伴う手数料の額の新設

ア 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 二七、〇〇〇円

イ 特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料 一六〇、〇〇〇円

ウ 一年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物建築許可申請手数料 一六〇、〇〇〇円

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴う手数料の廃止

ア 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録手数料

イ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録手数料

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 県議会議員の選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担

(1) 県議会議員の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、一定の金額の範囲内で、選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）を無料で作成することができることとした。ただし、候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限ることとした。

(2) 県は、候補者がビラの作成業者と締結したビラの作成に係る有償契約（奈良県選挙管理委員会に届け出たものに限る。）に基づきビラの作成業者に支

払うべき金額のうち、条例に規定するビラの一枚当たりの作成単価にビラ  
作成枚数（公職選挙法に定める枚数の範囲内）を乗じて得た金額をビラの作  
成業者に支払うこととした。

## 2 再選挙の場合における特例

(1) 知事の選挙の一部無効による再選挙の場合において、公費負担の対象とな  
るビラの作成枚数に特例を設けることとした。

(2) 県議会議員の選挙の一部無効による再選挙の場合において、公費負担の対  
象となるビラ及び選挙運動用ポスターの作成枚数に特例を設けることとした。

## 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 4 施行期日等

(1) 平成三十一年三月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

## ◇奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

### 1 養護老人ホーム等の基準の見直し

(1) サテライト型養護老人ホームの本体施設について、養護老人ホームを追加  
することとした。

(2) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を、常勤  
換算方法で一以上とすることとした。

(3) 外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護若しくは指定介護  
予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を  
行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を、常勤換算方法で一以上  
とすることとした。

(4) 養護老人ホームが本体施設である場合であって、サテライト型養護老人ホ  
ームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該サテラ  
イト型養護老人ホームに栄養士又は調理員、事務員その他の職員を置かない  
ことができることとした。

## 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 県立高等学校の設置

次に掲げる県立高等学校を設置することとした。

- (1) 奈良県立奈良商工高等学校
- (2) 奈良県立国際高等学校
- (3) 奈良県立高円芸術高等学校
- (4) 奈良県立商業高等学校
- (5) 奈良県立宇陀高等学校
- (6) 奈良県立奈良南高等学校

2 県立高等学校の廃止

次に掲げる県立高等学校を廃止することとした。

- (1) 奈良県立奈良朱雀高等学校
- (2) 奈良県立西の京高等学校
- (3) 奈良県立平城高等学校
- (4) 奈良県立高円高等学校
- (5) 奈良県立登美ヶ丘高等学校
- (6) 奈良県立奈良情報商業高等学校
- (7) 奈良県立大宇陀高等学校
- (8) 奈良県立榛生昇陽高等学校
- (9) 奈良県立大淀高等学校
- (10) 奈良県立吉野高等学校

3 施行期日

平成三十二年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- ア 1の(1)、(3)、(4)及び(6) 平成三十三年四月一日
- イ 1の(5)並びに2の(3)及び(5) 平成三十四年四月一日
- ウ 2の(2)、(4)、(6)、(7)、(9)及び(10) 平成三十五年四月一日
- エ 2の(1)及び(8) 平成三十六年四月一日

◇奈良県地方創生拠点整備基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

2 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならないこととした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

6 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) 平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。